

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され勤務していた。請求人は、平成〇年〇月〇日、会社社員寮から自家用車を運転して出勤途中、赤信号で停車していたところ、後方車両に追突（以下「本件事故」という。）され、負傷した。

請求人は、翌日、Cクリニックに受診し「頸椎捻挫、腰椎捻挫」（以下「原傷病」という。）と診断され、自動車保険により療養した結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人によれば、治ゆ後も症状が思わしくなく、平成〇年〇月頃に整骨院で施術を受けたという。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日から鍼灸・整骨D院において施術を受け、更にE病院に受診し「頸部痛、頭痛」（以下「本件傷病」という。）と診断され、治療を継続した。

請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの療養は原傷病の再発によるものであるとして、療養給付の請求をしたところ、監督署長は、同期間における療養は原傷病の再発によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は請求人の本件傷病が原傷病の再発によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求の理由として、請求人に発症した本件傷病は、本件事故によるものであり、原傷病の再発として労災を認めるべきである旨主張しているが、当審査会において、改めて本件における医学的見解等を含む一切の記録を精査するも、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、いずれの医師の所見においても、請求人の本件傷病と原傷病との間に医学的因果関係を認めることはできないとされており、請求人に発症した本件傷病は、他を検討するまでもなく、決定書理由第2の1で示す再発の判断要件を満たさないことから、原傷病が再発したものとは認められない。

(2) なお、請求人は、本件事故後、原傷病による症状が継続しており、症状固定ではないとも主張しているが、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、請求人に発症した原傷病が平成○年○月○日をもって治ゆ(症状固定)となったことは明らかである。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。